

海上自衛隊補給本部契約課

物品等の調達における「オープンカウンター方式による公募型見積り合わせ」について

平素から、海上防衛と当補給本部の活動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。海上ロジスティクスの中核として日々の任務を粛々と実施できますことは、皆様のご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

さて、当補給本部では、物品等の調達における公正性、透明性及び競争性の向上を図るため、見積り合わせによって物品等を調達する際に、多くの事業者から見積書を提出いただけるよう、令和3年度からオープンカウンター方式による公募型見積り合わせを導入しております。

1 概要

見積り合わせによって物品等を調達する前に、物品等の調達予定の要求件名リストを掲示し、要求案件ごと見積書の提出を公募いたします。これにより、契約相手方を特定することなく、多くの事業者から見積書を提出いただくことが可能となります。

2 対象調達

見積り合わせを行う物品等の調達のうち、予算決算及び会計令第9条第2号、第3号、第4号、第5号及び第7号の規定に該当するもので、官側が見積書の提出を公募することが適当と判断する調達となります。

3 実施手順

- (1) 海上自衛隊補給本部契約課は、見積り合わせにより調達しようとする物品等の調達情報を「海上自衛隊オフィシャルサイト（調達情報）」内の「補給本部オープンカウンター」に掲載します。（「補給本部エントランスホール」などに掲載されているQRコードからもご覧いただけます。）
- (2) 事業者は、要求件名リストから受注希望案件を選定し、「入札・オープンカウンター参加申込用紙」を提出していただき参加申し込みを行います。契約課から仕様書を受領又はHPからダウンロードし、仕様内容を確認いただいた上で、提出期限までに見積書を契約課へ提出（入口のカウンターに備え付けの投函箱又は郵送）していただきます。見積書は原本に限り、一度提出いただいた見積書の差替え、変更及び取消しは行えません。
- (3) 提出いただいた見積書を審査し、予定価格の範囲内で最も安価な

見積書を提出いただいた事業者を契約相手方とします。見積書を審査した結果は、契約相手方の決定通知以外の公表はいたしません。

なお、同価格の見積書が2者以上ある場合には、当該者によるくじ引き等による抽選といたします。ただし、何らかの理由で参加が困難な場合は、当該契約事務に関係のない職員の代理抽選となります。

- (4) 見積書の様式は海上自衛隊が使用する様式とします。
- (5) 見積書を郵送により提出する場合は、特に指定する場合を除き、提出期限の前日（土・日曜日及び祝日を除く）17時までに必着、投函箱への提出の場合は、提出期限当日15時までとさせていただきます。
- (6) 企画提案又は見本の提出が参加の条件とされている案件の場合には、「企画提案書」又は「製品見本」若しくはその両方を事前に提出していただき、企画審査等を受けるものとします。企画審査等に合格した事業者が見積書を契約課に提出することができます。
- (7) 同等品申請については、同等品承認申請書にカタログ等の品質を証明できる書類を添付していただき提出してください。ただし、見積書の提出期限までに承認が間に合わない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 参加資格等

参加を希望される場合の資格や要件は次のとおりです。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかの要件を満たす者であること。
 - ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者。当該競争参加資格を有していない者にあつては、当該競争参加資格の取得に努めるものとする。ただし、有していない者にあつても、過去の実績等により、履行能力があると認められる場合においては、参加を認める場合がある。
なお、調達要求の内容により、必要と認められる場合は、要求件名リストに等級等参加要件を示す場合がある。
 - イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者。
- (4) 海上自衛隊補給本部又は防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 見積書の無効

- (1) 記名を欠く見積書
- (2) 金額を訂正した見積書
- (3) 誤字脱字などの理由により、意思表示が不明瞭である見積書
- (4) 見積に関する条件に違反した見積書

6 その他

本方式の細部について、ご不明な点があれば、海上自衛隊補給本部契約課までお問い合わせください。